

★平和でなければ 障害者は生きられない!★
ひとり一人の生命が輝く社会に!



参加と平等
 県推協新聞
 第403号
 2014年 1月 28日
 毎月 1回 28日発行
 郵便振替口座/00580
 -9-2534・障県協
 購読料1部 250円
 購読料(1年)3,000円
 (会員の購読料は会費に含む)

年頭のごあいさつ

県推協代表 松丸道男

新年を迎えて、もうすぐ二月となりますが、一月号です。改めて年頭のごあいさつをさせていただきます。「明けましておめでとうございます。」本年も、当長野県障害者運動推進協議会へのご支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、私も障害者・家族・関係者を取り巻く状況に関して、二点述べたいと思います。まず、一点は、私どもが、不安や危機感を感じている点に関して、そして二点目が、期待をしている点です。

第一点目は、最近の障害者・家族を取り巻く状況は障害者福祉だけでなく、医療・介護・年金・保育・セーフティネットとも言える生活保護基準の引き下げ、そして消費税導入など、社会保障全体

発行 長野県障害者運動推進協議会
 発行所 〒三八一〇〇三四
 長野市高田中村二七六一八
 長野県労働会館一階
 電話 〇二六(二六四)五二五六
 FAKX 〇二六(二六四)五二五五
 六 松丸道男
 六 松丸道男

が切り捨てる方向となり私達を不安にしております。

また、私も県推協の前代表の故坂本隆久氏は生前よく「障害者は平和でなければ生きられない。」と言っておりました。が、現在の政府与党安倍政権の動向は「集団的自衛権」や「特定秘密保護法案」の制定など「戦争のできる国づくり」が進んでおり非常に、きな臭く、危機感を感じております。

そして、期待をしている二点目は、昨年末の一二月四日に国会で「障害者権利条約」の批准が全会一致で承認されたことです。正式には、批准書の寄託日は一月二〇日、これが批准日となり、EUを含めると一四一か国目となり、そして国内発効は二月一九日となるようです。

私たちは、この批准がスタートだと思っております。今後この障害者権利条約に恥じない国内法の整備と国民の理解・意識変革を望んでいます。私たちは、たとえ障害を持つ

紙面の案内

- ◆P1~P2 年頭のごあいさつ 県推協代表 松丸道男
- ◆P2 あなたの地域でも、防災シンポジウムを開催してみませんか?
- ◆P3~P5 県への防災提言 前号のつづき
- ◆P5 障害3団体 緊急講座ご案内
- ◆P6~P7 県への防災提言に対する 県の回答届く 報告：原金二副代表
- ◆P8；お知らせコーナー（このお知らせコーナーへの情報をお願い致します。）





て生まれても人間としての尊厳をもちたいのです。その為にも、自立支援法の訴訟団のスローガンでもある「私達ぬきに、私達たちのことをきめないで」のことは、こめられた思いを私達たちの思いとして生かし、障害者・家族が積極的に自分たちの思い・願いを発言・発信してほしいと思います。

尚、私たちの願いの発信の場として今年八月に、長野県知事選挙があります。この知事選は長野県でも「子ども・障がい者の医療費の窓口無料化」を実現させる絶好の機会となります。この医療費の窓口無料化は、障害者関係だけでなく、県民の願いでもあります。私達、障害者・家族・関係者も積極的に福祉医療制度の現状を語り、多くの県民世論に訴えて行き、知事候補者の公約に掲げてもらいましょう。

今、県内の保育所や婦人団体・障害者団体から福祉医療の窓口無料化を求める署名が集まっています。また、署名をしていない方は、県推協事務局までご連絡下さい。

追伸。私どもの県推協新聞に、是非みなさんのご意見や情報をお寄せください。あなたのできることで、一歩前進できます。

あなたの 地域でも、「防災シンポジウム」を開催してみませんか？ 県推協で開催に関してのアドバイス支援を致します。 下記の案内は、実際に計画されています。

「障害者・高齢者等、要援護者のいのちを守る 防災のあり方を考えるシンポジウムin千曲・坂城」

…地域での日常的なつながりを どうつukていくか?…



ご案内



「生命のことづけ～死亡率2倍障害のある人たちの3・11」字幕・音声解説・手話付

東日本大震災から2年8ヶ月以上経過しましたが、いまだに30万人をこえる被災者が不安な日常生活を余儀なくされています。

日本列島、及び周辺には、多くの活断層があり、30年以内には再び大きな地震が来ることが予想されています。それは明日かもしれません。また、地球温暖化の影響で、海水温があがり日本でもここ数年前より異常気象が起っており、最近では、これまで経験したことのない豪雨や突風・竜巻も発生しております。

これらの災害から、地域に暮らす障害者や高齢者・難病者の方々（要援護者）の「いのち」をどうしたら守れるか？今、東日本大震災以後、地域の障害者・高齢者等要援護者に対する「防災マニュアル」や「要援護者名簿づくり」が義務づけられました。

つきましては、私たちの暮らす地域での障害者・高齢者等、要援護者のいのちを守る防災のあり方を地域住民と一緒に考える場として、シンポジウムを開催します。

とき

2014年 3月 21日(金) 春分の日

受付 13:30 開会 14:00~16:30

ところ

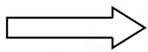
千曲市文化会館 小ホール

所在地 千曲市杭瀬下一丁目64番地

電話番号 026-273-1880

資料代

100円



県への防災提言 前号のつづき

- ⑤ 施設や事業所の側も、条件整備が貧しく、日常の運営等に精一杯で、防災のマニュアル作成や準備まで手が回らない。とても、利用する障害者一人ひとりの支援計画について作成できる状況にないのでは？

2 障害者一人ひとりの支援計画

個々の障害・病気や実態に応じた支援計画は欠かせません。ここで大切な視点は、基本となる支援計画は1冊にまとめることです。日常生活で必要な「個別の支援計画」(ケアプラン)と災害時の支援計画(緊急時ケアプラン)が別々に作成されることは不便ですし無駄や重複が生まれます。すぐに取り出せるところに置くことができますようにします。

支援計画は、当事者や家族が専門家とともに作成し、当事者に関わる、学校教職員(児生の場合)、事業所等職員、福祉・医療担当者などが共有できるようにします。障害が重なったり重複していたりする場合は、各専門職同士の連携やケア会議も必要です。

地域の防災担当者には、防災にかかわる支援計画が共有できるように工夫します。

日常携帯できる「緊急支援カード」(仮称)などは、障害・病気や当事者の実態に応じてさらに工夫します。

支援計画には、もう一つの大切な要素があります。当事者が望む日常的な支援がきちんと行われるようにするためには、市町村は、この個々の障害者が必要とする支援サービスの必要量(支給量)の総和(総量)を満たす予算、施設設備、人的保障などを用意しなければなりません。地域福祉を構築するためには、自治体による、「総和」を求める意思とシステムが必要です。行政が、個の支援計画の総和を把握し、地域、市町村、場合によっては広域市町村(医療・福祉圏域ごと)や県的なレベルで、必要十分な支援を保障する、ハード面や人材面の体制整備を図る必要があります。このような基盤整備があつてはじめて、緊急・災害時にも対応することができます。

現状では、日常的な個別の支援計画も災害時の個別の支援計画も十分に理解され進んでいるとはいえない状況です。当面、モデル地区などを指定し具体化することが必要です。

三 これからの防災計画立案のために ー長野県、市町村の災害を具体的にイメージしてー

毎日新聞の調査の中に参考になる記述が幾つか見られました。前述した通り、災害弱者の支援計画を立てていたのは6市でしたが、ほとんど役に立たなかったといえます。教訓として、「高齢化や過疎化が進む東北では、支援者の確保が難しい」「災害別、時間帯別、障害別、個別に支援手順をきめ細かく」「都市計画(村・町)、福祉、防災を総合的に…」などと分析しています。

長野県のどの市町村のどこで、どのような災害が予想されるのか、過去に起きた災害と、現在の科学で予想できる災害を具体的に考え出す必要があります。これは、私達では不可能です。県と市町村などの行政や専門家の力が必要です。(地震、洪水、噴火…)

その上で、上記「」内の課題を総合的に検討する必要があります。全ての関係者の英知を集める必要があります。障害別・病気別の課題は、阪神淡路、東北の教訓で様々な資料が作成されました。それに個別の支援計画を加えることが必要です。但し、障害者一人ひとりの支援計画の作成を待っているのは当面の計画作成は困難ですので、当面は、現在知り得る資料の範囲で作成しておくことが必要です。

何より重要なことは「当事者参加のもと」全ての計画を立案することです。

四 日頃の障害者・家族への支援、災害時への備えの研修

「地域ではどのような災害が起きる可能性があるのか」「日常的な備えとしては、どのようなことが大切か」(家の中の整備や備蓄品など含め)「避難の場所はどこで、誰と、どんな方法で避難するのか」等々、具体的に話し合う機会が必要です。国、県、市町村等の指針や計画は自助努力に偏っています。

県指針には唯一「※市町村は、日頃から障害のある人やその家族等が地域に溶け込めるよう支援することが必要です。」との一文が14頁にあります。一步踏み込んで、当事者の理解と了解のもと、専門職がチームを組んで家庭訪問し、日常の支援を含め、居住環境の改善、防災時の対応などの支援について話し合う積極的な施策を進めてほしいと願っています。当面、モデル地区からの実施を提案します。

学校教育の中で、施設・事業所の中で、障害者団体を通して、防災訓練等地域の取組みを通してなど、研修の機会を設けることも大切です。

五 国の障害者・福祉施策の抜本的な見直しを求め

1 国連「障害者の権利条約」の理念実現に向けた取り組みの中で

2006年12月に国連総会で決議された「障害者権利条約」、国内でやっと検討が本格化したのは、2010年の年明けからでした。政府により障がい者制度改革推進会議が設置され、国連「障害者の権利条約」批准に向け掲げた3課題は、障害者基本法の抜本改正、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法制定、障害者差別禁止法制定でした。

ここでは、目的が異なりますので、一つひとつの内容の説明や評価は省きますが、結果としては、障害者基本法の一部改正が2010年7月に、障害者自立支援法の根幹を残した一部改正案としての「障害者総合支援法」が2012年6月に成立し、実効性に不安が残る「障害者差別解消法」が2013年5月に閣議決定されました。

この過程の中で私たちが最も重要視するのは、自立支援法違憲訴訟団と国が交わした和解「基本合意文書」と障がい者制度改革推進会議総合福祉部会「骨格提言」は、政府が正式に認めた文書だということです。当事者団体は、当時約束を交わした民主党政権から自公政権に代わった後も、「基本合意文書」と「骨格提言」を尊重することを確認しました。障害者の公的支援についての約束として、「本人の意向を尊重し、十分な協議や調整を行い、必要十分な支給量（支援サービス）を確保すること」が明記されています。

2 国のあり方、社会保障のあり方、基本的人権などの観点から

憲法で保障された、国連諸決議に見られる社会保障・人権から大きく後退する日本の社会保障の姿が背景にあります。介護、社会保障等の民間委託化さらに、2012年8月強行採決された社会保障制度改革

推進法、「自助・共助・公助」の理念に基づく自己責任と相互扶助の考え方がいっそう障害者の命を脅かしています。この弊害が、防災のアンケート回答にまで影響しています。ある市の回答には次の様に記されています。

「大規模災害が発生した場合、災害発生後、約3日間は公助（行政機関による災害支援）が機能しないことが、阪神淡路大震災において検証されました。災害発生時においては、発生後の初動対応が重要であることから、〇〇市は地域の自主防災会組織等による共助の取組みを重視しています。市は、地域に対して、災害時要援護者の特徴に関する資料等を提供し、説明する中で、地域住民が主体となり災害時要援護者個々の避難支援計画の作成をお願いしています」

地域に丸投げされても、障害者・患者、家族を含めた要援護者の命と人権が守られるとは到底思えません。大本からの見直しを求めます。

県への要請

1. 市町村の防災マニュアルをすべて集めて、内容について点検し、最低限、県の指針に沿うレベルになるよう助言・支援を行うこと。

2. 県の指針のさらなる充実を図ること、とりわけ、要援護者の範囲、福祉避難所の設置については早急な見直しを行うこと。
3. 日常生活における障害者の個別の支援計画（ケアプラン）及び災害時の支援計画（緊急時ケアプラン）作成について、当事者にとって役立つものとなるよう県として研究を進めること。
4. 障害者・家族の福祉・医療等の基盤整備をいっそう進めること。また、市町村の基盤整備状況を常に把握し、必要な支援を行うこと。
5. 県有施設（医療機関、学校、福祉関係施設ほか）について、避難所及び福祉避難所としての活用を目指し、運用マニュアルの作成や機能等の充実を図ること
6. 長野県内、どの地域でどのような災害が過去に起きたのか、今後起きる可能性があるのかなど、県・市町村が専門職を交え、研究するとともに具体的な情報を示すこと
7. 長野県内の高齢化率の高い地域における防災マニュアルの作成について、専門職を交え検討すること。
8. 国に対し、社会保障の理念を「自助・共助」から、国連諸決議や憲法の理念に沿うよう見直すとともに、社会保障の抜本的改善、基盤整備を進めることを求めること。また、福祉避難所については、災害発生の子供される時点から開設できるよう制度を改めるよう求めること

今、社会保障の切り下げ方向で 生存権がおびやかされる！ 福祉三団体が緊急講座を企画

～社会福祉事業・社会福祉法人のあり方を問う～

2013年12月に成立したプログラム法は、「自助・自立」を強調して社会保障・社会福祉を縮小する方向を打ち出しました。これは、すべての国民が生存権の主体者であり、生存権を保障する責任が国にあることを規定した憲法25条に反しています。

すべての人が「じぶんらしく生きる」ために、社会福祉事業はどうあるべきなのか。また、社会福祉を担う社会福祉法人はどうあるべきなのか。今、あらためて問い直すことが求められています。



<日時> 2014年2月19日(水) 13:30～16:30

<会場> 衆議院第2議員会館 地階第1会議室

基調講演『社会福祉法人に求められる視点』(仮題)

鈴木 勉 氏(佛教大学教授)

※他に、各団体からの指定発言とフロアからの発言を予定しています

※参加費は無料で、どなたでも参加できます。

主催者<<福祉三団体>>

- ・障害者の生活と権利を守る
全国連絡会
- ・全国保育団体連絡会
- ・全国福祉保育労働組合

【お問い合わせは…】

福祉保育券

TEL: 03-5687-2901

E-mail: mail@fukuho.org

県より、防災に関する提言に対する回答とどく

報告:原 金二(県推協 副代表)

昨秋10月24日、県当局に対し、当会が二年間にわたって調査研究してきた防災に関する提言を行いました。今年に入って県は検討結果を表にして回答してきましたので主な事項について紹介します。

常任委員会の協議では、「県としての主体性、積極性がほしい」「市町村には福祉や防災の専門職が少なく、十分な防災計画作成は難しい中、市町村任せ、国任せの姿勢が強く残念」との感想が出されています。また、小中学校と特別支援学校の扱いの違いについて、疑問や懸念の声が聞かれました。当会としては今後も引き続き関係各方面への働きかけを行っていきます。

主な提言と回答(抜粋及び要約)

…(中略)

提言内容	提案に対する対応の概要
県の指針について、下記事項を活かし、さらなる充実を図ること。①要援護者の範囲、福祉避難所の設置については早急な見直しを行う。	現在の指針においても要援護者の範囲には明確な区分けがあるわけではなく、災害対応能力が弱い者であれば「要援護者」に該当すると考えられますので、市町村の状況に応じて柔軟な対応が必要と考えます。 県では機会を捉えて福祉避難所の設置について、市町村に対して働きかけをしてきました(中略)その結果、平成25年までに50市町村で328施設が指定され、…今後も引き続き働きかけを…平成25年6月の災害対策基本法改正により、市町村に対して避難所において要援護者に良好な生活環境を確保することが求められることになりました。
同③県の福祉、防災関係部署及び専門家や当事者を含めた検討会などを設ける。	障害者、学識経験者等で構成される障害者施策推進協議会での意見聴取等について検討します
モデル地域を決め、市町村・地域の計画に沿った障害者理解等に関する研修と防災(避難)訓練を当事者参加のもとに行い、その反省を生かし、さらなる計画の充実を図り、情報を広く発信すること。	市町村が実施する防災訓練への当事者の参加状況を調査中…その結果も参考に当事者への参加の働きかけや訓練成果の計画への反映などを依頼してまいります。また、障害者理解に関しては…「信州あいサポート運動」を実施…市町村にはこの運動を活用した…研修会の開催を要請してまいります。
日常生活における障害者の個別の支援計画(ケアプラン)及び災害時の支援計画(緊急時ケアプラン)作成について、当事者にとって役立つものとなるよう県として研究を進めること	災害時の支援計画については、市町村による要援護者台帳の作成や具体的な避難方法等を記載した個別計画等の策定が効果的であると考えています。本年6月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けとなったほか、これにより個別計画等の策定も進んでいくと思われる、必要な情報提供等に努めてまいります。
財政力の弱い福祉施設、事業所等に対し、防災に関する支援策を強化すること。 (高齢者施設に係る回答は省略します)	過去に発生した人的被害を伴う火災を受け、スプリンクラーの設置義務はないが重度の障害者が多く入居するグループホーム・ケアホームにおけるスプリンクラー整備に対して「地域の元気臨時交付金」を活用して助成しております。 (対象:37施設)

<p>防災計画を策定する際には、障害者も参画させること</p>	<p>平成 24 年度災害対策基本法改正により…県地域防災計画の修正等について審議いただいている。平成 25 年度の同法改正により、平成 26 年 4 月から、市町村地域防災計画に「地区防災計画」を定めることができるようになり…必要に応じお住いの地区で案を検討いただきたい…なお、県防災計画の修正に際しては、平成 25 年度よりパブリックコメントの募集を行う予定としています。</p>
<p>国に対し、社会保障の理念を「自助・共助」から、国連諸決議や憲法の理念に沿うよう見直すとともに、社会保障の抜本的改善、基盤整備を進めることを求めること。</p> <p>また、福祉避難所については、災害発生の予想される時点から開設できるよう制度を改めるよう求めること</p>	<p>これまでも国に対し、社会保障制度の充実のため随時要望しているところですが、今後も機会を捉えて、要望してまいります。</p> <p>福祉避難所の開設時期については、状況に応じて発災前から設置主体である市町村の判断により適切な時期に開設することができます。県では指針を通して市町村に対して福祉避難所の適切な運営に関して働きかけをしてきました。今後も引き続き働き掛けていきます。</p>
<p>県有施設（医療機関、学校、福祉関係施設ほか）について、避難所及び福祉避難所としての活用を目指し、運用マニュアルの作成や機能等の充実を図ること</p> <p>また、災害に対し脆弱な地域に建設している各種施設については、可能な限り早目の移転を計画するとともに耐震性などに課題のある各種施設については早急な改善を図ること。</p>	<p>県では「避難所マニュアル策定指針」を定め、市町村に対し避難所運営についてのマニュアルを策定するよう働きかけしてきました。なお避難所の指定は市町村長が行いますので、地域で県有施設を避難所に指定の希望があれば、市町村に相談願います。</p> <p>〈特別支援学校〉</p> <p>避難場所の指定は、地域防災計画の中で市町村が定める…現在 5 校が指定を受けています。各校の障害特性に応じた学校防災計画、学校危機管理マニュアル等を作成し、安全教育や防災対策の充実を図っています。</p> <p>〈障害者施設〉</p> <p>障害者支援課が所管する県立施設（4 施設）については、市町村から 1 施設が避難所の指定を受けています。福祉避難所の指定を受けている施設はありませんが…要請があった場合には、施設利用者の生活に支障がない範囲内で、積極的に協力…</p>
<p>〈特別支援学校の移転〉</p> <p>災害に対し脆弱な地域に立地している特別支援学校の移転については、用地の確保など早期の実施は困難ですが、避難場所の指定の有無にかかわらず、障害のある児童生徒を預かる特別支援学校として、計画的に学校施設の整備を行い、安全性の向上に努めてまいります。</p>	<p>〈小中学校の移転・耐震性〉</p> <p>（前略）移転等が必要な学校については、早期に移転等ができるよう計画や検討をしています。</p> <p>耐震化率は平成 25 年 4 月 1 日現在 95.1%</p>



あなたの地域の第一避難所
そして、福祉避難所を確認してください！



お知らせコーナー



1)長野県社会保障推進協議会 総会記念公開講演会ご案内

月日 2014年2月1日(土)

時間 13:30~16:00 ※参加費無料!

会場 長野県教育会館 3階大会議室

公開講演会 講師:岡田広行氏(週間東洋経済記者)

テーマ:地域住民の困窮化と「復興災害」の実態

・被災から3年、改めて問う!震災復興のあり方

2)「子ども・障がい者の医療費を窓口無料化を求める要請書」の署名を、引き続きお願いします。3月まで続けますが、なるべく早めに事務局までお願いします。

3)NPO日本障害者センター 障害者施策セミナー 2013年パート2

とき:2014年2月15日(土)13:00~17:00

ところ:東京・戸山サンライズ 大会議室

内容:徹底検証 障害者権利条約の批准と今後の施策展開の課題

4)JD2013年 連続講座 講座②

とき:2014年2月26日(水)18:30~20:30

ところ:東京・全水道会館 5階会議室

内容:講座「こころを病む人の権利と現実」

講師:香山リカ(精神科医;立教大学教授) 資料代1500円

5)JD2013年 連続講座 講座③

とき:2014年3月24日(月)18:30~20:30

ところ:東京・全水道会館 5階会議室

内容:講座「条約批准を私たちはどう生かすのか

私達に問われていること」 資料代1500円

講師:藤井克徳 (JDF幹事会議長・JD常務理事)



◎問い合わせ 県推協事務局まで

TEL/FAX 026(264)5256

E-mail: suishin2007@yahoo.co.jp